

通 知 状

平成20年9月17日

ソフトバンクモバイル株式会社代理人

弁護士 木村 久也殿

弁護士 中村 由紀殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

冠省 当NPO法人が貴社に対し「スーパー安心パック」契約者への貴社の対応について平成20年8月6日付け通知書を送付しておりました件につき、貴社から同年9月1日付け回答書を拝受いたしました。

それによりますと、当NPO法人に対する誓約書送付の依頼に対して、①スーパー安心パックの契約内容の変更に関する対応は会社の責任・判断において実施されるべきものであること。②通知書において、当NPO法人が誓約書を求める根拠が明らかでない、との理由により誓約書送付を拒否されています。

しかし、当NPO法人が誓約書を求めるのは、消費者団体として消費者の権利を守るためであり、消費者基本法第8条の理念に基づく活動であります。また当NPO法人が貴社に誓約書の送付を求めたのは、貴社において回答内容の履行が確実になされるのか疑念を抱いたためであり、送付拒否に対しては遺憾であるとともに、貴社の業務執行体制のあり方に対しては、より大きな疑問を抱かざるをえません。

つきましては、貴社が回答された内容の担保のため、貴社より別紙内容の誓約書をいただきたく、再度送付いたしますので、本通知に対して本書到達後2週間以内に誓約書にご記入ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。誓約書返送の有無またはご回答内容は公表する場合がありますことを申し添えます。

以 上

平成20年 月 日

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏 殿

(本店所在地)

〒

(商号)

(代表者氏名、代理人のときは代理人住所を記載し、
委任状を添付願います)

㊞

誓 約 書

- 1 当社は、当社携帯電話利用者のスーパー安心パック契約者に対し、下記の5項目事項を実施することを誓約いたします。

記

- ① 平成20年8月から10月までの再周知期間内に、SMS(携帯端末向けメール)または請求書同封物による告知を実施すること。
 - ② 上記1の再周知期間中の外装交換を無償とすること。
 - ③ 平成19年11月から平成20年7月までに外装交換を行ったスーパー安心パックの契約者に対して、個別に通知の上、返金を実施すること。
 - ④ 上記1の再周知期間中、個々の契約者に対してスーパー安心パックの内容改定についての意思確認を行うこと。
 - ⑤ 平成20年11月から平成21年4月までの6ヶ月間を再説明期間とし、再説明期間中は、告知に関して認識のない契約者へ再度改定内容を説明するとともに、納得が得られない場合には、状況に応じ柔軟に対応すること。
- 2 当社は、前項の5項目を行わなかったときは、貴NPO法人に対し行わなかった消費者1人につき違約金として金5,000円を支払います。